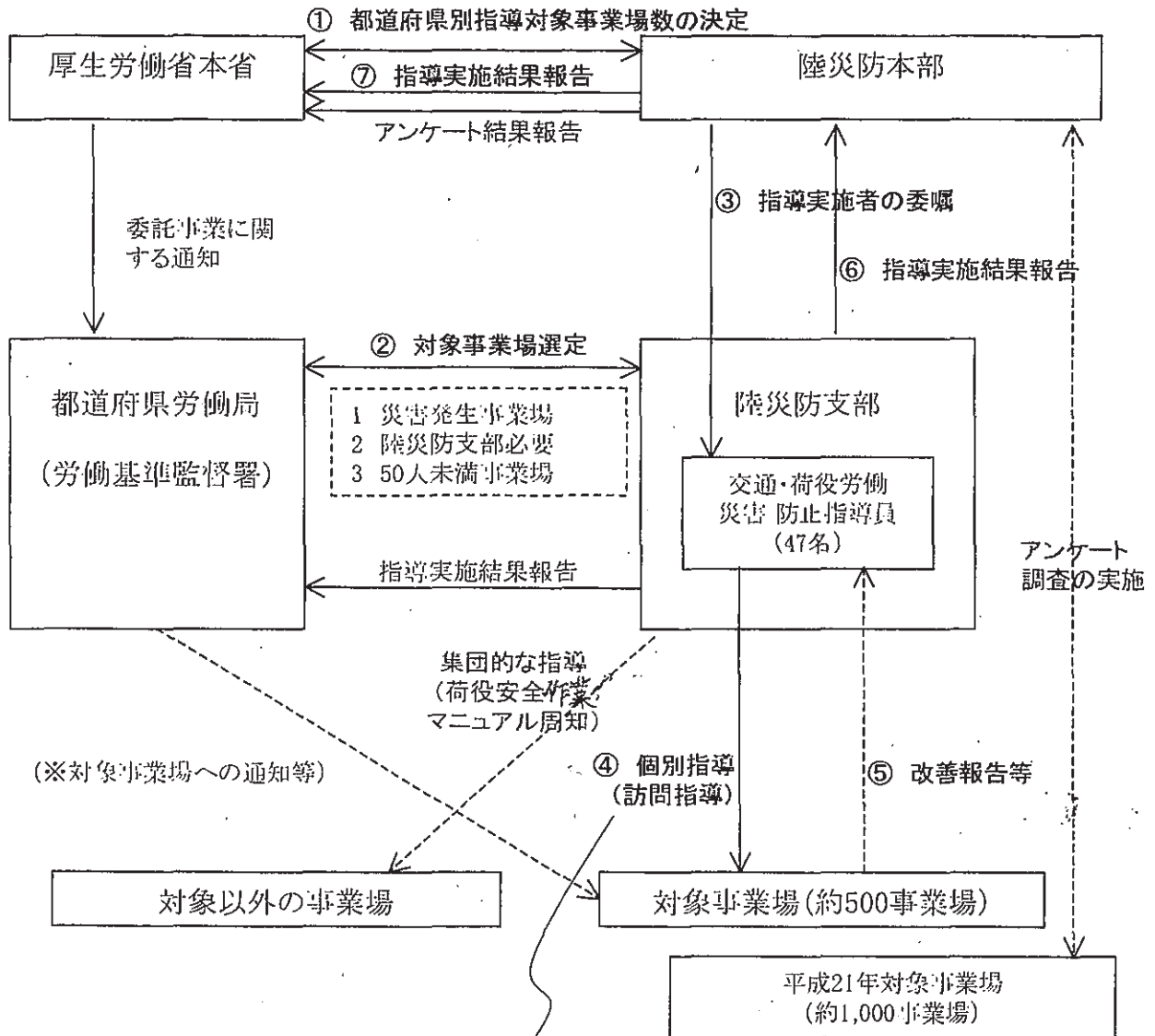


交通労働災害防止及び荷役災害防止のための指導等の実施

(1) 指導等のポイント

- ① パンフレット等を活用してできるだけ簡潔で分かりやすい指導を行う。
- ② チェックリストは、対象事業場の多くが小零細規模であることから、できるだけ簡素な分かりやすいものとする。
- ③ 指導に必要な知識等を付与するため支部事務局長及び指導員に対して研修を行う。

(2) 指導等の流れ



<指導内容等>

- 1 交通・荷役チェックリストをしようして必要な指導を行う。
- 2 より効果的な指導を行なうため、以下の資料を活用する。
- 3 指導は原則として対象事業場を訪問して行う。
- 4 訪問回数は原則として1回とする。
- 5 指導事項の確認については対象事業場からの改善結果報告等による。

<資料>

- 交通・荷役チェックリスト
- 交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント(リーフレット)
- 荷役安全作業マニュアル(パンフレット)
- 荷役安全設備マニュアル(パンフレット)
- ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法(パンフレット)